

平成28年10月の加入者及び医療費状況（10月末人口：18,077人）

Table with 9 columns: 加入者(人), 前月比(人), 人口に対する加入率, 総医療費(円), 1人当り医療費(円), 前月比, 医科入院の1件当り医療費(円), 医科入院外の1件当り医療費(円). Rows include 国保(一般) and 国保(退職※1).

※1) 厚生年金や共済年金の老齢年金を受けている65歳未満の被保険者の方で、その年金制度への加入期間が20年以上ある方、若しくは、40歳以降10年以上の加入期間がある方との方に扶養されている方が該当となります。

町民課 嵐山町の医療費状況

町民課 医療費が高額になったとき

医療費の自己負担が高額になったとき、限度額を超えた分が、高額療養費として支給されます。該当する世帯には、診療月のおおむね3か月後に通知されます。通知が届いてから、申請手続きを行ってください。その際に、診療分の領収書を確認しますので、大切に保管しておいてください。また、あらかじめ国保担当窓口、「限度額適用認定証」を申請し（保険税を滞納していると交付されません）医療機関の窓口提示すれば、窓口での支払が所得区分に応じた限度額までとなります。

川越年金事務所 川越年金事務所 年金相談業務等の時間延長のお知らせ

川越年金事務所では、年金相談窓口の時間延長及び第2土曜日の開庁を行っています。ぜひご利用ください。
平日開庁 8時30分～17時15分
19時まで延長 2月6日、13日、20日

川越年金事務所 国民年金保険料の前納制度について

「前納制度」とは、一定期間の保険料を前払いすると割引になる制度のことです。前納するには、納付書、クレジットカード（一部対象とならないカードもあります）、口座振替による方法があります。クレジットカード及び口座振替での前納を希望される場合は、事前の申し込みが必要となりますのでご注意ください。
2年前納、1年前納及び6か月前納前納額は2月末日までに、6か月前納後納額は8月末日までに、金融機関へお申し込みください。
また、前納された方が厚生年金等に加入したときは、その後の国民年金保険料は還付となります。
※1 納期限・引き落とし日は、末日が土・日・祝日の場合は、翌月最初の金融機関営業日になります。

Table with 5 columns: 前納額(28年度), 割引額, 申し込み期限, 納期限(※1). Rows include 1年(12か月分)前納, 半年(6か月分)前納, 年度途中から年度末(納付書のみ).

※2 平成29年4月より、口座振替に加えて、現金・クレジットカード納付についても、2年前納が開始される予定です。
○納付書・クレジットカードで納める場合(納付額及び割引額は平成28年度の金額です)
○口座振替で納める場合(納付額及び割引額は平成28年度の金額です)

Table with 5 columns: 前納額(28年度), 割引額, 申し込み期限, 引き落とし日(※1). Rows include 2年(24か月分)前納(※2), 1年(12か月分)前納, 半年(6か月分)前納.

問合せ 川越年金事務所 049-242-2657

東松山税務署からのお知らせ

確定申告会場は東松山市民文化センター 大会議室です

- 開設期間 平成29年2月16日(木)から平成29年3月15日(水)まで(土曜日・日曜日を除く。)
●受付時間 9時～16時
●対象者
・所得税及び復興特別所得税(譲渡所得を含みます。)の申告をされる方
・個人事業者の消費税及び地方消費税の申告をされる方
・贈与税の申告をされる方

※相談には時間を要しますので、早め(15時頃まで)にお越しください。
※この期間、東松山税務署では申告相談を行っておりませんのでご注意ください。
※東松山市民文化センターへの直接のお問合せは、ご遠慮ください。
●お問合せ先 東松山税務署 0493-22-0990 (自動音声案内が流れます。)

申告書は、国税庁ホームページで作成できます!

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」のメリット

- ①税務署に出向く必要なし! 作成した申告書等は印刷し、郵送等により税務署に提出することができます。また、e-Taxを利用して送信することもできます。
②いつでも利用可能! 確定申告期間中は、24時間いつでもご利用できます。
③自動計算機能! 毎年の税制改正に対応した自動計算機能により、計算誤りのない申告書等を作成することができます。
④前年データの利用可能! 作成した申告書等のデータを保存しておけば、翌年の申告でも利用できます。

「作成コーナー」へアクセス ご自宅等のパソコンから、「作成コーナー」で検索。
国税庁ホームページ www.nta.go.jp 作成コーナー 検索
e-Tax・作成コーナーヘルプデスク 0570-01-5901 (全国一律市内通話料金)



タブレット端末等をご使用の方はこちらをご利用ください。

お知らせ

申告書や申請書等にはマイナンバーの記載が必要です!!
社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、申告書等にはマイナンバーの記載と本人確認書類の提示又は写しの添付が必要です

国税に関するマイナンバー制度の最新情報

国税庁ホームページのトップページ上段の「社会保障・税番号制度<マイナンバー>」をクリック
http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm

【東松山税務署】 所在地: 〒355-8604 東松山市箭弓町1丁目8番14号

総合型地域スポーツクラブ 嵐山ふあいびるクラブ



スポーツ振興くじ助成事業

会員募集

問合せ:090-8100-0358 事務局 染屋
子供ナイター陸上教室・子供フットサル教室・ルディックウォーク
フロアカーリング・吹き矢・卓球・ねころび体操教室